

部活動における生徒の移送（移動）等に関する実態調査の結果について

1 調査の趣旨と概要

(1) 調査の趣旨

令和 8 年 5 月 6 日に磐越自動車道で発生した新潟県の高校の部活動遠征中のバス事故を受けて、県内の県立学校及び私立学校の部活動における生徒の移送（移動）方法等の実態について把握する。

(2) 実施時期

令和 8 年 5 月 27 日～6 月 10 日

(3) 調査対象

県立学校 52 校（県立高校 39 校、県立特別支援学校 13 校）

私立学校 11 校（私立中学 1 校、私立高校 10 校）

(4) 調査対象期間

令和 7 年度（2025 年度）

2 調査結果

○調査結果の概要

【県立学校・私立学校 共通の調査項目】

- ・生徒の移送が必要な場合の、学校から保護者への事前説明はすべての学校で行われていた。
- ・生徒の移送手段として、公共交通機関や借上車以外の車両を利用した場合に、学校関係者（教職員・保護者・後援会等）以外の者が車両を運転した事例が複数件あった。
→学校関係者や契約先の事業者が面識のない第三者が車両を運転した事例はなし
- ・学校の教職員以外が生徒を移送する車両を運転する場合において、学校から運転者に対する事故発生時の補償に関する事前の説明や、学校による運転者が加入する自動車保険の内容確認が行われていない事例があった。

【県立学校のみ対象の調査項目】

- ・生徒の移送（移動）に関する基準を記載した通知（平成 9 年 12 月発出）の内容については、各学校で所属教職員に周知されている。

【私立学校のみ対象の調査項目】

- ・すべての学校が、生徒の移送（移動）に関して定めた規程等（内規）を有している。
- ・すべての学校が、今回の事故を受けて、自校の規程等を見直した、または見直す
と回答（予定を含む）。

○調査結果（詳細）

調査項目(1)は県立・私立で別の内容、調査項目(2)～(6)は県立・私立共通の内容

【県立学校】

※富山工業高校については、全日制と定時制をそれぞれ1校としてカウントしているため、回答総数は53（学校数52校＋1）としている。

(1) 生徒の移送（移動）に関する基準を記載した通知（平成9年12月発出）の内容の所属教職員への周知方法

区 分	学校数
①職員会議や校内研修を通じて、定期的に教職員全員に周知	29
②転入者、新任者など一部の教職員に対して個別に周知	17
③その他	7

※③その他…必要に応じて職員会議で確認、必要に応じて個別に周知
学校として教職員が私有車で生徒を移送しないことを周知 など

〔参考〕通知で示されている生徒の移送に関する基準（概要）

- 生徒の移送は、原則として営業自動車の借上げ又は公共交通機関の利用により行うこと。
- 次の3点について事故対策が取られていることが確認でき、かつ、私有車以外では行えない理由等を記載した届を事前に所属長に提出している場合に限り、例外的に私有車で生徒の移送を認める。
 - ①緊急時の連絡体制が確立していること。
 - ②保護者の了解を得ていること。
 - ③対人無制限、対物補償500万円、搭乗者障害200万円（県外の場合は1000万円）以上の任意保険に加入していること。
- また、学校長の承認に当たっては、当該職員に旅行計画を提出させ、次の範囲内で行うこととし、当該職員の健康状態等を考慮し、過労運転とならないよう十分留意すること。
 - ①1日の操車時間が4時間を越えないこと。
 - ②県外使用は隣接県（福井県等を含む）に限ること。

(2) 令和7年度の部活動における生徒の移送（移動）実績

区 分	学校数
①実績あり	41
②実績なし	12

(3) (2) で①実績ありを選択した場合、生徒の移送が必要となることについての、学校から保護者に対する事前説明

区 分	学校数
①説明している	41
(ア)書面の交付により説明	35
(イ)書面の交付以外の方法により説明	6
②説明していない	0

※①(イ)書面交付以外の方法…部の保護者会で事前に説明、
生徒を通じて連絡（口頭説明、Classroomを利用）など

(4) 移送のために利用した交通手段（複数回答可）

区 分	学校数
①公共交通機関や借上車	3 9
②レンタカー（運転者は問わない）	2 4
③学校が所有しているバス（実習用や部活動用のもの）	6
④後援会や同窓会などが所有している車両	2 9
⑤私有車（教職員や生徒の家族、活動の関係者が所有する車両）	4 0
⑥その他	0

(5) (4) で②～⑤（公共交通機関・借上車以外）を選択した場合の車両の運転者（複数回答可）

区 分	学校数
①学校の教職員	3 9
うち学校の教職員のみ	1 9
②部員の家族（保護者会）	1 9
③同窓会や後援会等の方	2
④その他	6

※④その他…外部コーチ、部活動OB、監督の知人、
地元タクシー会社に依頼し派遣されたドライバー

(6) (5) で②～④（学校の教職員以外）を選択した場合、学校から車両の運転者に対する事故発生時の補償に関する事前の説明と、学校による運転者が加入する自動車保険の内容確認の実施

区 分	学校数
①事前の説明を行うとともに、自動車保険の内容を確認している	8
②事前の説明は行っているが、自動車保険の内容を確認していない	5
③事前の説明、自動車保険の内容確認ともに行っていない	8

【私立学校】

(1-1) 生徒の移送（移動）に関して定めた規程、規則、内規等の有無

区 分	学校数
①規程等あり	1 1
②規程等なし	0

(1-2) 今回の事故を受けて、上記の規程等の見直しの実施（予定）

区 分	学校数
①見直しを行った、もしくは行っている	9
②見直しを行う予定である	2
③見直しの予定はない	0

(2) 令和7年度の部活動における生徒の移送（移動）実績

区 分	学校数
①実績あり	11
②実績なし	0

(3) (2) で①実績ありを選択した場合、生徒の移送が必要となることについての、学校から保護者に対する事前説明

区 分	学校数
①説明している	11
(ア)書面の交付により説明	8
(イ)書面の交付以外の方法により説明	3
②説明していない	0

※①(イ)書面交付以外の方法……入部する際に事前説明（宿泊を伴うものは書面で案内）
口頭・電話による連絡、保護者連絡ツールによる案内

(4) 移送のために利用した交通手段（複数回答可）

区 分	学校数
①公共交通機関や借上車	11
②レンタカー（運転者は問わない）	8
③学校が所有しているバス（実習用や部活動用のもの）	9
④後援会や同窓会が所有している車両	1
⑤私有車（教職員や生徒の家族、活動の関係者が所有する車両）	8
⑥その他	0

(5) (4) で②～⑤（公共交通機関・借上車以外）を選択した場合の車両の運転者（複数回答可）

区 分	学校数
①学校の教職員	10
うち学校の教職員のみ	6
②部員の家族（保護者会）	3
③同窓会や後援会等の方	0
④その他	2

※④その他…競技の協会役員、学園（法人）職員

(6) (5) で②～④（学校の教職員以外）を選択した場合、学校から車両の運転者に対する事故発生時の補償に関する事前の説明と、学校による運転者が加入する自動車保険の内容確認の実施

区 分	学校数
①事前の説明を行うとともに、自動車保険の内容を確認している	2
②事前の説明は行っているが、自動車保険の内容を確認していない	1
③事前の説明、自動車保険の内容確認ともに行っていない	1

3 今後の対応等

- ・今回の実態調査の結果、現在の対応が不十分と考えられる県立学校では適切に対応するとともに、私立学校に対しては、今後の適切な対応について依頼済み。
- ・磐越道バス事故を踏まえ、文部科学省と国土交通省において令和8年6月30日付けで取りまとめられた「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」を各県立学校及び各私立学校に対して送付し、児童生徒の安全確保に向けた対応の徹底について依頼済み。
- ・引き続き、国における状況や他の都道府県の対応状況なども注視し、県立学校の生徒の安全確保対策について検討するとともに、各私立学校に対し必要な情報提供を行う。

〔事務担当〕

(県立学校関係)

保健体育課 前川、辻 TEL:076-444-3462(直通)

(私立学校関係)

学術振興課 若林、牧田 TEL:076-444-9645(直通)